

10

共済だより

平成30年(2018)

Vol.301

石 鏡 通

ISHIZUCHI

—ご家族でご覧ください—

任期満了に伴う 組合会議員選挙

選挙日程決まる！



11月15日選挙

CONTENTS

2	組合会議員選挙が行われます！ 標準報酬の随時改定における保険者算定が開始されます！
4	平成30年度医療給付の財政状況
6	ジェネリック医薬品で薬代を節約してみませんか？
7	限度額認定証で窓口負担が軽減できます！他
8	出産費等の請求方法のご案内
9	育児・介護休業手当金の給付上限額が変更されました
9	特定健康診査を受診しましたか？
10	労働安全衛生業務担当者研修会開催！他
11	申告漏れありませんか？被扶養者の認定取消
12	被扶養者認定Q&A
14	住所変更の届出をお願いします！他
15	インフルエンザ予防接種補助のご案内！他
16	住宅取得資金に係る借入金の「年末残高証明書」を発行します
17	上半期決算により利息を元金に組み入れました！
18	だんしん事業のご案内
19	物事をマイナスに考えていませんか？

皆さんの声を反映する

組合会議員の

選挙が行われます！



11月15日が投票日

現在の組合会議員の任期（2年）が、11月30日をもって満了することに伴う組合会議員選挙の日程をお知らせします。

組合会議員は、共済組合の議決機関である組合会を構成し、その中から、理事長、理事及び監事の役員が選出され、共済組合の業務を執行することになります。

本年12月1日から向こう2年間、組合員の皆様の代表として、共済組合の事業運営を担っていただく組合会議員を選出する大事な選挙です。各市町における代議員の選出から15日の選挙まで、円滑な選挙の実施にご協力をお願いします。

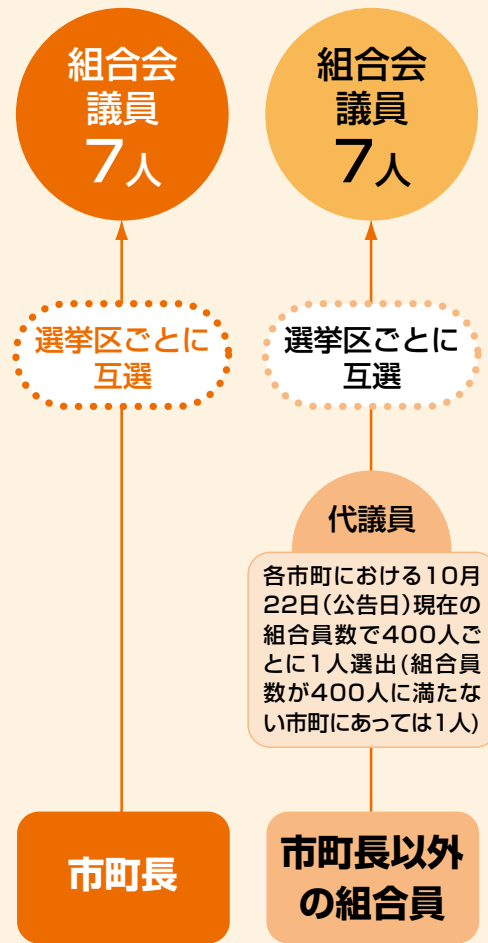
組合会議員選挙日程表

年月日	事項	摘要
平成30年 10/22(月)	選挙公告	共済組合
	組合員数及び代議員数を選挙長に届出開始 代議員の互選開始 選挙長に代議員を届出開始	組合員の代表者
11/5(月)	組合員数及び代議員数届出期限	〃
11/7(水)	代議員の届出期限	〃
11/15(木)	選挙日	選挙長
	当選人の公告、当選人に対し当選告知	共済組合

選挙区及び議員の数

選挙区	議員の区分	議員の数	選挙の場所
第1区 四国中央市、新居浜市、西条市、今治市 上島町	市町長	2	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	2	新居浜市役所
第2区 松山市、東温市、伊予市、大洲市 久万高原町、松前町、砥部町、内子町	市町長	3	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	3	えひめ共済会館
第3区 八幡浜市、西予市、宇和島市 伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	市町長	2	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	2	宇和島市役所

選挙のしくみ



議員選挙の方法

原則として投票(一定の条件を満たせば指名推せんでも可。)で行われます。

◇市町長が選挙する議員(7人)の選挙

各選挙区の市町長の互選により選出されます。

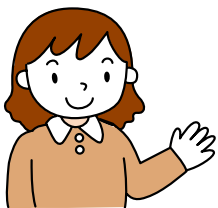
◇市町長以外の組合員が選挙する議員(7人)の選挙

各選挙区の市町(二部事務組合等は主たる事務所の所在地の市町を含む。)ごとに代議員を選出し、その代議員の互選により選出されます。

代議員の選出

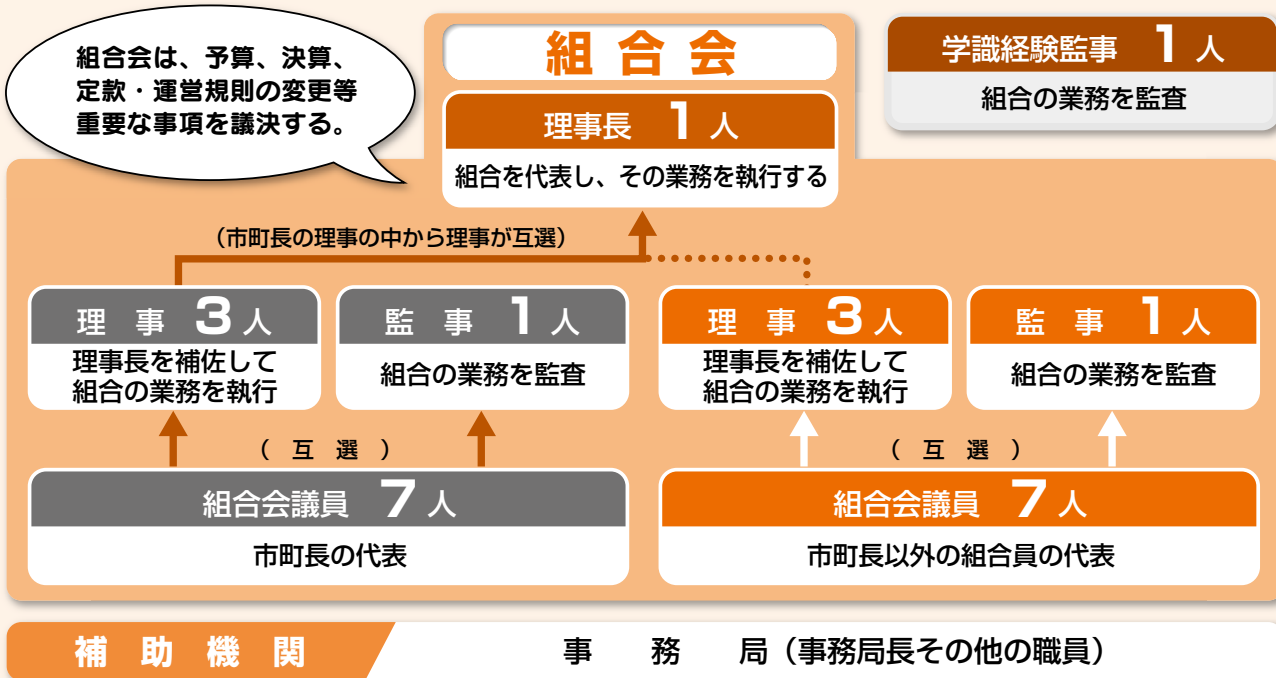
選出は11月7日まで

所属する市町ごとに市町長以外の組合員400人ごとに1人(市町長以外の組合員が400人に満たない市町にあっては1人)の代議員を互選し、組合員の代表者が当該選挙区の選挙長に届け出ます。



共済組合の機関

共済組合には、議決機関(組合会)、執行機関(理事長、理事)、監査機関(監事)の3つの機関が設けられており、それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるようになっています。



随時改定の算定例

例：平成30年9月の定時決定において標準報酬月額26万円の者が、平成30年10月に昇給した場合

年月	H30.1	H30.2	H30.3	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12
基本給	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	I 260,000円	260,000円	260,000円
残業代	II 10,000円	20,000円	0円	10,000円	10,000円	0円	10,000円	10,000円	20,000円	III 200,000円	200,000円	200,000円

①通常の随時改定 [I + III]

$(260,000円 + 200,000円) + (260,000円 + 200,000円) + (260,000円 + 200,000円) \div 3 = 460,000円$

→標準報酬月額470,000円

②年間平均による随時改定

- ・ 固定的給与の平均 [I]

$(260,000円 + 260,000円 + 260,000円) \div 3 = 260,000円$

- ・ 非固定的給与の平均 [II + III]

$(10,000円 + 20,000円 + 0円 + \dots + 200,000円 + 200,000円) \div 12 = 57,500円$

- ・ 固定的給与の月平均額と非固定的給与の月平均額の合計

$260,000円 + 57,500円 = 317,500円$

→標準報酬月額320,000円



平成31年1月からの標準報酬月額は・・・

- ・ 例年9月から11月が繁忙期で10月から12月の報酬が高くなり、組合員の同意がある場合

標準報酬月額 320,000円

- ・ たまたま平成30年だけ10月から12月の報酬が高くなった場合
- ・ 例年繁忙期だが組合員の同意がない場合

標準報酬月額 470,000円

標準報酬月額の随時改定における 保険者算定について

標準報酬月額の随時改定にあたり、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、組合員の同意に基づき、報酬の年間平均による保険者算定を行うことができるようになります。なお、随時改定における報酬の年間平均の計算方法は定時決定の場合と異なりますのでご注意ください。



随時改定において年間平均による保険者算定の対象となる場合

次の全てを満たした場合に、年間平均による改定の対象となります。

- (1) 通常の随時改定と年間平均による改定との間に2等級以上の差があること。
 - ①通常の随時改定
固定的給与の変動月以後の3か月間の報酬の平均から算出
 - ②年間平均による改定
固定的給与の変動月以後の3か月間の固定的給与（基本給・通勤手当等）の月平均額に、昇給（降給）月より前の9か月間と昇給（降給）月以後の3か月間に受けた非固定的給与（残業代等）の月平均額を加えた額から算出
- (2) 上記（1）の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- (3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

施行日

平成30年10月1日（平成30年10月改定以降の随時改定からが適用となります。）

- 標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金などの組合員が受ける給付の額にも反映されます。
- 年間平均での随時改定は組合員の同意が必要です。同意に係る様式等については勤務先の共済事務担当課（係）までお問い合わせください。

平成30年度の短期(医療保険)給付の財政状況

全国連合会から約7700万円の
財政支援を受ける厳しい財政状況です！



本組合の短期給付の財政状況は、組合員数の増加や給与の伸びが見込まれない中、高齢者医療制度への拠出金等が大幅に増加しており、大変厳しいものとなっています。

平成30年度の高齢者医療制度への拠出金等は、約44億円となっており、支出に占める割合は40%を超える状況で、短期財政を大きく圧迫しています。

このような状況から、本組合の財源率は、全国の市町村職員共済組合の中でも10番目に高い率となっており、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)から財政調整交付金による財政支援を受けることとなります。

これらの交付金は、全国連合会が各共済組合から集め積み立てた資金を財源とし、組合員の方の負担を軽減するため、掛金率が一定の率を超える組合に対して、掛金の一部を支援するもので、本組合は本年度、約7700万円の交付金を受ける予定となっています。

なお、平成31年度に剰余金が発生した場合は、平成30年度に受けた交付金額を限度に全国連合会に返還しなければなりません。

平成30年度にこの財政調整事業の交付金を受ける組合は、全国60組合中、8組合となっています。本組合は平成20年度以降、平成24、27、28年度を除き各年度において交付金を受けている状況です。

組合員と被扶養者の皆さまには、このような短期給付の大変厳しい財政状況をご理解いただき、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な活用や特定健康診査の受診、特定保健指導の利用など、医療費の抑制に一層のご協力をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」を配付します

共済組合では、医療費についての認識と理解を深めていただくことを目的として、年2回、「医療費のお知らせ」を配付しています。平成30年度も次のとおり所属所の共済事務担当課を経由して配付する予定です。

「医療費のお知らせ」は、「受診者氏名」・「診療年月」・「受診医療機関名」のほかに、「医療費総額」、皆さまが窓口で支払われた「自己負担額(通常は医療費総額の3割)」などが記載されていますので、お手元の領収証等と照らし合わせて、確認をお願いいたします。

第1回目

(配付予定時期) 平成30年11月下旬
(対象診療月) 平成30年1月～6月診療分

第2回目

(配付予定時期) 平成31年3月中旬
(対象診療月) 平成30年7月～12月診療分

【このページについての問合せ先】 共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

ジェネリック医薬品で薬代を節約してみませんか

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後、同じ有効成分で作られ、**有効性、安全性が実証されてきた新薬と同等であると認められた医薬品**です。開発費用が抑えられるため、**価格は新薬の約2～7割程度**です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、皆さまの家計への負担を軽くするとともに医療費も削減することができます。

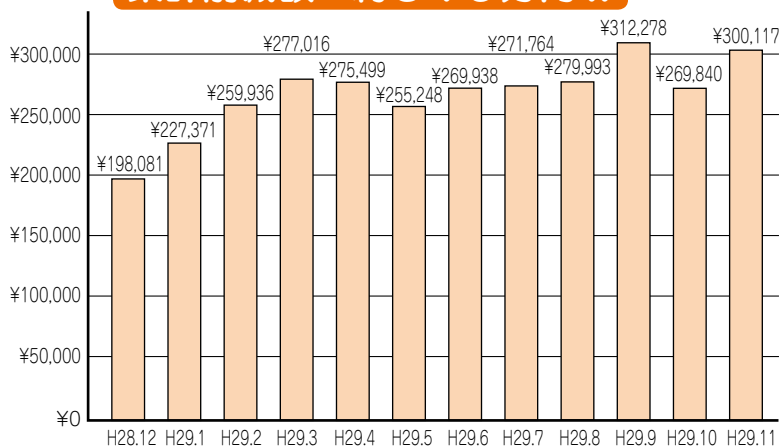
なお、症状や病状などによりジェネリック医薬品が適切でないとい医師が判断する場合がありますので、医師や薬剤師と相談しながら、上手にジェネリック医薬品をご活用ください。

負担軽減通知によるジェネリック医薬品への切替状況

平成28年11月に「ジェネリック医薬品のお知らせ」を対象者1,577名の方に配付しました。その後、1年間で24.2% (382名)の方がジェネリック医薬品に切り替えられ、累計約319万円の薬剤費の削減効果がありました。ご協力ありがとうございました。

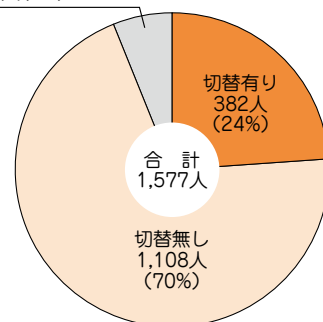
◆削減額推移

累計削減額 約319万円!!



◆切替人数割合

レセプトデータ無し
87人(6%)



※切替人数の定義
効果測定期間中に新たにジェネリックの使用が確認出来た者

「ジェネリック医薬品のお知らせ」を配付します

共済組合では、ジェネリック医薬品の普及促進の取組の一環として、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担に一定額以上の軽減が見込まれる方を対象に、自己負担軽減額等のお知らせを本年11月下旬頃に配付する予定です。

ジェネリック医薬品の使用促進については、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、2020年(平成32年)9月までに、ジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とする目標が定められました。本組合における平成30年4月診療分のジェネリック医薬品の使用率は74.01%ですので、この達成に向けてより一層の取組を進める必要があります。

当該通知書が届いた方は、内容をご確認のうえ、医師や薬剤師と相談しながらジェネリック医薬品への切り替えをご検討くださるようお願いいたします。



【このページについての問合せ先】 共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

入院などで医療費が高額になるとき 「限度額適用認定証」を 提示することで窓口負担が軽減できます！



70歳未満の組合員又は被扶養者の方で、同一医療機関で同一月の医療費(入院と外来は別々)の窓口負担が高額となる場合は、組合員証(保険証)と併せて「限度額適用認定証(以下「限認証」という。)」を医療機関で提示することにより、窓口での支払いが下表の自己負担限度額までとなります。

限認証の交付を受けたい方は、所属所の共済事務担当課を通じて「限度額適用認定申請書」を共済組合に提出してください。申請書は本組合のホームページからダウンロードすることもできます。

なお、限認証を使用せず窓口での支払いが自己負担限度額を超えている場合は、診療月の3か月後以降に高額療養費を共済組合から自動送金しますので、限認証を使用した場合との自己負担額は変わりません。

自己負担限度額は所得区分により異なります

区分	所得区分	自己負担限度額(月単位)	上位所得者
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回該当: 140,100円)	
イ	標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回該当: 93,000円)	
ウ	標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)	
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円 (多数回該当: 44,400円)	
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (多数回該当: 24,600円)	

※ 多数回該当の限度額は、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合に4回目から適用されます。

※ 「区分」欄は、限度額適用認定証の適用区分を記載しています。

※ 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額については、7月発行の本紙8ページをご覧ください。

平成30年7月豪雨で 被災された皆さまへ

このたびの水害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

共済組合では、組合員又は被扶養者が居住する住居又は家財の3分の1以上の被害を受けた場合、その損害の程度により災害見舞金が支給されます。

請求期限は被災した日から2年間でありますが、早めのご請求をお願いします。

なお、請求は所属所の共済事務担当課を通じて行うことになります。

また、住居が半壊以上被災された組合員・被扶養者の方には、平成30年10月末まで、医療機関の窓口で申し出ていただくとき自己負担(1割~3割)の支払いを猶予する取扱いをしております。11月以降の取扱い等については、改めてお知らせさせていただきます。

貸付事業においては、組合員が災害により住宅又は家財に損害を受けた場合、災害貸付を利用することができます。

請求手続き等の詳細は、9月発行の本紙号外をご覧ください。

出産費・家族出産費の請求方法

直接支払制度を利用の有無により、請求方法が異なります。

請求の際には、医療機関等が発行する領収・明細書の写しと、直接支払制度の利用についての同意書の写しの添付が必要です。

なお、請求する際は、必ず所属所の共済事務担当課を通じて請求してください。



直接支払制度	出産に要した費用	出産費等の請求	備考
利用した	42万円以上	必要ありません。	出産費用42万円を超えた額は医療機関でお支払いください。
	42万円未満	請求が必要です。	出産費用42万円との差額を共済組合からお支払いします。
利用しなかった	—	請求が必要です。	医療機関では、出産等にかかる費用の全額のお支払いが必要ですが、後日、出産費等として42万円を共済組合からお支払いします。

※産科医療補償制度対象分娩でない場合、42万円は40万4千円となります。

育児・介護休業手当金の給付上限額(日額)が変更されました

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額には、雇用保険法に準じた給付上限額が設けられており、給付上限相当額といえます。この給付上限相当額が、本年8月1日から次のとおり変更されましたので、お知らせします。

育児休業手当金の給付上限相当額 (給付日額の限度額)

区 分	給付率	変更前	変更後
育児休業開始から180日に達するまでの期間	67/100	13,622円	13,695円
181日目以降の期間	50/100	10,165円	10,220円

※標準報酬月額470,000円以上の方が上限額に該当します。

介護休業手当金の給付上限相当額 (給付日額の限度額)

給付率	変更前	変更後
67/100	14,922円	15,075円

※標準報酬月額500,000円以上の方が上限額に該当します。



特定健康診査を受診しましたか

公報「石鎚」7月号でお知らせしましたが、特定健診受診券を6月初旬に該当者の組合員届出住所に送付しています。当該受診券の有効期限は**平成30年12月31日**となっていますので、まだ受診されていない方は、受診忘れないように早めに受診してください。

特定健診あるある話

受診券の有効期限は本年12月31日

あるある①

定期的に病院にかかっているから、検査もしているから健診は受けなくてもいいよね



定期的に病院にかかられている方は、検査を受けているので、その項目をまた健診で受ける必要はないかもしれません。ただ、特定健診で行うすべての項目を通院先の病院で検査しているとは限りません。また、保険証を使って受ける検査は自己負担が生じますが、受診券を使って検査を受ければ、健診の検査項目は無料で受けることができます。受診券を活用してお得に検査を受けましょう。

あるある②

自覚症状もないし、子育てや家事が忙しくて、健診を受けるために病院に行く時間が取れません



毎日の家事や小さなお子様がいると日々の生活に追われて、健診を受けに行く時間があるなら、ゆっくり休みたいですね。ただ、生活習慣病は自覚症状がない場合もあり、気付かないうちに悪くなることもあります。生活習慣病になってしまったり、それが重症化して人工透析などが必要になると、治療のために必要な時間やお金をたくさん費やすことになるかもしれません。健診は半日程度ですので、年に1回は受診して生活習慣病を予防しましょう。

あるある③

パート先で事業者健診を受診しているので、2回も健診を受けなくてもいいよね



パート先で受診している健診結果の写しを、送付している受診券と質問票と一緒に本組合にご提供いただければ、**1000円分の図書カードを進呈**しています。本組合を含む全ての医療保険者は、特定健康診査などの受診率を国に報告することとされており、受診率等が低くなると将来の保険料が高くなることもありますので、健診結果の提供にご協力をお願いします。

生活習慣を見直しましょう(特定保健指導のご案内)

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に、面接・通信による生活習慣改善のための支援を行うのが特定保健指導です。

特定保健指導と言われると、あれこれと指示や制約を受けると思われるかもしれませんが、生活習慣を振り返り、一人ひとりのライフスタイルにあわせた無理のない生活習慣の改善方法を専門の保健師や管理栄養士が手助けするものです。

対象となった組合員の方には、本組合又は委託業者の保健師等が所属所を訪問して保健指導を実施します。

被扶養者の方には随時、「特定保健指導利用券」をご自宅(組合員届出住所)に送付いたしますので、**有効期限の平成31年3月31日まで**にご利用ください。

なお、特定保健指導利用券が届いた被扶養者の方で、当該利用券を使用して特定保健指導を受けて終了した方には**1000円分の図書カードを進呈**しています。

また、本組合では、特定保健指導の費用(動機付け支援で約7500円、積極的支援で約23000円)の全額を本組合が負担しますので**無料で利用**できます。特定保健指導利用券が届いた方は、ぜひこの機会に生活習慣を見直してみましょ

平成30年度

労働安全衛生業務 担当者研修会開催



平成30年7月4日リジエール松山において、各所属所の労働安全衛生業務担当者等を対象に健康管理等に関する標記研修会を開催し、42名の方が出席されました。

事務局職員より、短期給付の現況及び保健事業について説明を行い、引き続き精神保健福祉士の熊本園子先生に「職場のメンタルヘルスマネジメントと危機管理」のメンタルヘルス対策と危機管理」と題して、ご講演いただきました。



▲精神保健福祉士

くまもと 園子 氏

【講演要旨】

現代社会では、仕事内容がシステム化され、ひとりですべての業務をこなすことが求められるようになり、また、職場では、円滑なコミュニケーション能力も求められるようになり、地域では高齢化が進み、私生活では、子育てとともに介護の問題もこれからは増えてくるのが予想されます。それぞれ質の違うストレス

にさらされながら、職業人として心身の健康を保つことが課題とされていますが、特に、心の健康を保つことに関しては、まだ、理解が難しいのが現状です。

職場場面では、心の健康は作業能率に直結し、心の健康度が保たれていることと組織の生産性は比例しています。心の健康問題に早期対策、早期対処をすることが組織力アップにつながります。同時に、組織の危機管理としても取り組まなくてはならない課題です。職場には安全配慮義務が課せられていることをベースに、通常からリスクマネジメントを意識してのメンタルヘルス対応をすることが求められています。

生活におけるストレスは、別離、転居、病気等のストレスがあります。一方、職場におけるストレスは、仕事の質、量、適性の問題、職場の人間関係の問題、昇進、昇給の問題、雇用の安定性の問題など、様々なストレスが存在しますが、メンタルヘルスの問題としてまず挙げられるのは自殺の問題です。うつ病又は身体の病気による自殺者が多い傾向にあり、自殺予防とメンタルヘルスはワンセットです。一般的に、故意による自傷行為は労災保険の対象にはなりません。業務による心理的負担によって、精神障害が発症したと認められた人が自殺を図った場合は、原則として業務起因性が認められるようになっていきます。自殺予防の観点から、メンタルヘルスの不調、特にうつ状態を早く見つけ、治療や就業上の配慮を行うことが重要になります。

職場でのメンタルヘルス対応の基本原則として、メンタル不調者は必ず発

生することを前提に対策を考えておくことが必要です。管理監督者は専門家になる必要はなく、まず話を聞いて早く専門家につなぐ（ラインケア）技能が求められます。メンタルを含む健康問題は、一義的には本人・家族の問題であり、職場が治療の前面に出る必要はありません。メンタル不調者が出たときには、労働災害、公務災害、ハラメントの防止などリスクマネジメントを意識した対応を心がけましょう。

次に職場での健康問題のとらえ方として、職場では、病気の診断や確定の「疾病性」以上に、まずは何が問題になって困っているかの「事例性」が優先されます。そこで、仕事上での具体的な事実、例えば与えられた仕事ができているかどうか注目しましょう。問題発生時の対応も、「事例性」で伝え話し合うと問題が明確になってきます。また、ケースによっては家族に連絡を取ることが必要です。本人の了解を得て、家族に一報を入れておくことでリスクを下げることもできます。

なお、休職者の復職については、復職決定は本人の希望、主治医の判断に加え、職場関係者の合議での判定が原則です。医師の診断書が復職決定ではありません。本人の了解を得て主治医にも相談しアドバイスを得ましょう。復職決定の最終責任はあくまでも職場が負うことを知っておきましょう。

いずれにしても精神疾患や気分障害などの診断が専門機関から出た場合には、自分の持つイメージでの認識で対応するのではなく、専門機関の診断に従い、その後は考え方をリスクマネジメントに切り替えて対応を明確にすることが大切といえます。

被扶養者の

認定取消手続はお早めに！

（平成30年度 資格調査を終えて）

7月～8月に実施しました被扶養者の資格調査は、皆さんのご協力により終了しました。

調査の結果、何か月も遡って認定を取り消す事例も見られ、中には医療費の返還が生じたケースもありました。今回は、認定取消となる主な例を掲載しますので、該当となったときは、速やかに取消手続を行ってください。

なお、被扶養者の収入や生計状況に変動が生じた場合等で、認定の可否についてご不明な点がありましたら、共済組合までお問い合わせください。

※認定要件の詳細については、前号（Vol.300）に掲載しております。

就職

就職先の健康保険に加入すると、収入に関係なく被扶養者の資格を失います。特に学校を卒業し、就職されたお子さんの取消手続漏れが非常に多くありましたので、手続は速やかにお願いします。

収入の増加

認定中の被扶養者の収入が、年金や給与の増加などで、認定基準額である年額130万円（障害年金を受給されている方、若しくは60歳以上で公的年金を受給されている方は180万円）以上となることが見込まれ、認定取消となるケースも散見されました。

注意

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」をさすものではありません。また、年度や暦年といった期間で考えるのではなく、認定を受けようとする者の現在及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間の収入総額をいいます。

給与収入

パートやアルバイトなどの給与収入がある被扶養者については、次のようなケースで認定取消となる場合がありますので、収入状況を常に確認し、認定基準額以上となることが見込まれる場合は、速やかに取消手続を行ってください。また、収入が認定基準額を下回る場合であっても、雇用先において健康保険に加入している場合がありますので、健康保険制度の二重加入とならないようご注意ください。

例

○前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態の変更により収入が認定基準額以上となっていた。

※給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等の、各種社会保険料等控除前の総収入額をいいます。

雇用保険

雇用保険法に基づく失業給付は、一定期間一定金額が支給されることから恒常的収入とみなしますので、給付額が日額3612円以上となる場合は認定取消となります。

なお、失業給付の受給が終了し、再就職することなく「主として組合員の収入により生計を維持されている」場合は、再び扶養認定の対象となります。※失業給付を受給した場合の認定取消日は、原則として給付制限期間の終了日の翌日となります。



事業収入

農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入や土地、家屋等の賃貸による収入については、これらの収入額から、**共済組合が認める必要経費を控除した額が、該当者の事業及び不動産収入となります。**

所得税法上は必要経費として認められても、**被扶養者の認定においては認められないものもありますので、ご注意ください。**

【必要経費として認められるもの】

売上原価（仕入れ等）・給料・賃金・修繕費・消耗品費・地代家賃・その他特に組合が必要と認めた経費

【必要経費として認められないもの】

減価償却費・貸倒金・借入金利息・租税公課・損害保険料・旅費・交通費・通信費・接待交際費・福利厚生費・広告宣伝費・運搬費・その他

※上記例はあくまで一例であり、具体的には業種により異なります。

年金収入

年金額の増加により扶養認定を取り消す場合は、**年金の裁定通知日若しくは年金額改定通知日**となります。認定基準額以上となるケースとして次のような例が挙げられますので、年金額の改定や老齢基礎年金・遺族年金・障害年金の受給開始など、被扶養者の年金額の変動にはご注意ください。

《例》

- 65歳になり、老齢基礎年金が受給開始となった。
- 配偶者が亡くなり、遺族年金を受給していた。

《父母の収入額について》

父母の扶養認定については、夫婦相互扶助義務の観点から、双方の収入を合算して判断します。

そのため、例えば、母親の収入がかわらない場合であっても、父親の収入が増加し、双方の収入を合算したとき、**その収入により父母が社会通念上、生活維持できると考えられる場合は、収入額が増加した父親だけでなく、母親についても認定取消となりますので、ご注意ください。**

別居

組合員との同居を要件とする被扶養者（義父母など）と別居した場合は、速やかに認定取消の手续をお願いいたします。

同居とは「生計（住まい、食費、家計等）を同一にしている」場合をいい、二世帯住宅や同じ敷地内の別棟で生活をし、実質的な生計が分かれている場合は、原則として別居とみなします。

なお、同居を要件としない父母についても、別居に伴い父母に対する経済的援助をしなくなった場合や、経済的援助はしているがその額（仕送り額）が父母の収入の総額（仕送り額を含む）の3分の1未満の場合は認定取消となります。



被扶養者の「取消日」について

〈取消日〉

認定要件を欠いた日が取消日となります。遡って認定が取り消された場合、取消日以降に組合員証等を使用して保険医療機関で診療を受けていたときは、**共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなります。**

なお、被扶養配偶者の方については、「国民年金第3号被保険者」の資格についても遡って取り消されることとなります。

このページについての問合せ先
共済組合総務課 総務係

☎089-945-6315

被扶養者認定

Q & A

年金の増額又は受給開始による 扶養認定の取消について



Q

現在、私は父(年金140万円)、母(パート40万円)と同居しており、父母は、自分たちの収入だけでは生活が困難であるため、生活費等を私が負担し、被扶養者として認定を受けております。

このような状況の中、来月から母が年金(130万円)を受給し始めることとなります。母親の年金受給開始後も生活費等の援助は続けていきますが、このまま被扶養者として認定を受けることはできるのでしょうか。

A

父母の収入合算額が300万円を超えることとなるため、お父様、お母様ともに扶養認定取消の手续が必要となります。

(解説)

60歳以上の父母が認定を受けるための収入条件等は左表のとおりです。今回のケースではお父様、お母様それぞれの収入は基準額を下回っていますが、夫婦合算の収入が310万円となり、表のただし書きに該当するため、父母とも認定の取消手続が必要となります。



収入基準額(60歳以上の父母)	
区分	基準額
収入に公的年金が含まれている方	年額180万円
収入に公的年金を含まない方	年額130万円

※ただし、父母の合算収入が300万円を超えるような場合は父母ともに認定はできない。

最近、父母の年金額の増加に気付かず、遡って扶養認定を取り消す事例が増えています。年金額の増加により扶養認定を取り消す場合の取消日は、年金の裁定通知日若しくは年金額改定通知日まで遡り、取消手続が遅れた場合は、その間の共済組合が負担した医療費等を、組合員ご本人に全額返還していただくこととなります。

返還額は取消手続が遅れるほど高額になるおそれがありますので、年金収入に限らず、給与、事業収入など収入額の変動にはご注意ください。いただき、認定の継続についてご不明な点がありましたら、早めにお勤め先の共済事務担当課又は共済組合までお問い合わせください。

このページについての問合せ先

共済組合総務課 総務係

☎089-945-6315

住所変更の届出を

お忘れなく！

共済組合からのお知らせは、基本的にお勤め先の共済事務担当課を通じて配付していますが、「ねんきん定期便」など、**ご自宅に直送される通知も**あります。

転居により住所が変わった場合は、**郵便局にて転送手続を済ませ**、共済事務担当課を経由して速やかに**住所変更届出を提出してください**。

なお、住所変更による組合員証等の再交付は行いませんので、住所変更の届出に併せ、証の裏面「住所」欄に記載の旧住所を二重線で消し、2行目以降に新住所を記入してください。（余白がない場合は再交付を行います。）



養育特例制度を

ご存知ですか？

養育特例制度とは？

3歳未満の子を養育している方が申出を行うことで、養育開始後の標準報酬月額が、養育開始前の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）よりも下回ったときに、年金の計算上は従前標準報酬月額を保障し、将来受給する年金額が減少しないようにする制度です。

男女又は子を扶養に入れている等の条件はなく、3歳未満の子を養育している組合員であれば、申出書の提出により特例が受けられます。

該当する方は、お勤め先の共済事務担当課を経由して、次の書類を提出してください。

- 3歳未満の子を養育する旨の申出書
- 組合員及び当該子の戸籍抄本
- 世帯全員の住民票

※ 当該子と別居している場合や、産前産後休業・育児休業期間中は特例を受けられません。

※ 詳細は本紙平成30年3月号(Vol.2998)をご覧ください。

マイナンバー制度による

情報連携開始

平成30年10月から個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携が始まりました。

これにより本組合は、被扶養者の認定に必要な所得証明書や住民票などの情報を取得することができるようになり、これまで被扶養者申告書に添付が必要だった次の書類が省略可能となります。ただし、情報連携により認定に必要な情報の確認ができなかった場合については書類により提出をお願いすることがあります。

省略可能となる添付書類

住民票
課税（所得）証明書※
資格喪失証明書

※課税証明書（地方税関係）を取得する場合には本人の同意を得る必要があるため同意書の添付が必要になります。



保健課からのお知らせです。

■新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の取扱いについて

えひめ共済会館の休館中(平成30年4月1日から同年8月31日まで)に、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の助成対象期間が含まれる場合は、休館期間相当分(暦年計算)について、助成対象期間を延長します。

詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

■はり・きゅう施術料助成の廃止について

平成29年度をもって、はり・きゅう施術料助成を廃止しました。

ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については、助成の対象となりますので、請求忘れがないよう、速やかにご請求ください。

■インフルエンザ予防接種補助のご案内

- 対象者 組合員及び被扶養者
- 補助金額：1500円
- ※1人1事業年度1回
- ※公費適用者を除く。ただし、公費負担額が補助金額を下回る場合は、その差額を支給します。

○請求方法：「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に領収書(レシート形式、コピーは不可)を添付して所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へご請求ください。

※領収書は、「予防接種名」「被接種者名」「接種日」「金額」「発行者名」が明記されたものを添付してください!!

領 収 書	
愛媛 みかん 様	きょうさい病院
インフルエンザ予防接種	
平成30年○月○日受診	
金額	3,000円

【この記事についての問合せ先】
共済組合保健課 厚生係
☎089-945-6318

10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変更となっています

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。これらの率についての関連情報等を掲載していますので、是非、ご覧ください。
<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

平成30年度 共済事業に関する懇談会全日程終了

本紙7月号で開催日程等をお知らせしておりました平成30年度の「共済事業に関する懇談会」は、8月をもって全日程を終了し、総数60名の組合員の皆さまにご参加いただきました。各開催地でお伺いしましたご意見・ご要望等につきましては、今後の各事業運営の参考とさせていただきます。

なお、懇談会でのご意見・ご要望等に係る詳細につきましては、平成31年1月号及び本組合ホームページに掲載する予定です。

開催日	開催地	出席議員	開催場所	参加人数
7月13日(金)	久万高原町	和田雅志 山内武弥	久万高原町役場 2階「大会議室」	22名
7月25日(水)	砥部町	河本 一 瀬川幹雄	砥部町役場 2階「大会議室」	16名
8月21日(火)	西条市	神田紀香 山内貴志	西条市役所 5階「502 会議室」	22名



住宅取得資金に係る借入金の 「年末残高等証明書」を発行します

住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付(以下「住宅貸付等」という。)を利用して、マイホームを購入、新築、増改築等されたときには、一定の要件に該当すれば、税法上の住宅借入金等特別控除を受けることができます。共済組合では、該当の住宅貸付等に係る「年末残高等証明書」(平成30年12月31日現在)(以下「残高証明書」という。)を次のとおり発行する予定です。

なお、住宅借入金等特別控除の詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

◆ 残高証明書を発行する貸付

平成11年1月から平成30年12月までに住宅貸付等を借り受け、借入金の償還期間が10年以上ある貸付について、次のとおり残高証明書を発行します。

- ①平成11年1月から平成29年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者(年末調整用)
…平成30年11月上旬に所属所経由で送付予定
- ②平成30年1月から平成30年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者(確定申告用)
…平成31年1月下旬に所属所経由で送付予定

◆ 交付の申請手続など

交付の申請手続は不要です。ただし、上記の送付期間後に工事完了報告がなされた場合で控除の対象となる方は、別途交付申請書の提出が必要です。

また、一部繰上償還を行ったことから償還期間が10年未満となった場合や住宅貸付等の工事完了報告が済んでいない貸付については、証明書は発行されません。



～共済貯金からのお知らせ～

上半期(9月末)決算により利息を 元金に組み入れました

□■共済貯金現在残高通知書をお送りします■□

共済貯金現在残高通知書(平成30年9月30日現在)を、10月下旬に所属所を通じ、平成30年9月末現在共済貯金にご加入の皆さまにお送りします。お手元に届きましたら、**内容をご確認いただき、大切に保管**してください。

今回は、平成30年4月1日から9月30日までの期間に係る利息計算を行い、利息から源泉分離課税分20.315%(国税15.315%、地方税5%)を控除した上で元金に加算しています。

あわせて、加入者の皆さまには「地方公務員ダイアリー2019」をお送りしますのでご利用ください。

□■共済貯金制度のご案内■□

共済貯金の貯金利率は**年利1.0%**(税引後0.79685%)、市中銀行の定期預金より高利回りのだんぜん有利な普通貯金です。

お預かりした資金は、国債・地方債等の債券を中心とした**安全性の高い金融商品で運用**(株式は保有していません)し、なお不測の事態に備えて積み立てている積立金の額は、平成29年度末現在で49億円を超えています。

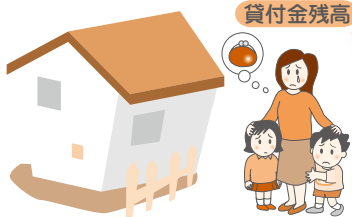
給与控除による毎月貯金及び賞与貯金のほか、専用の払込書により随時に任意の額(千円単位)を預け入れることもできます。大切な資産の運用先として、ぜひご利用ください。

共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、貸付金の返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。
あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。

万一の場合



「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

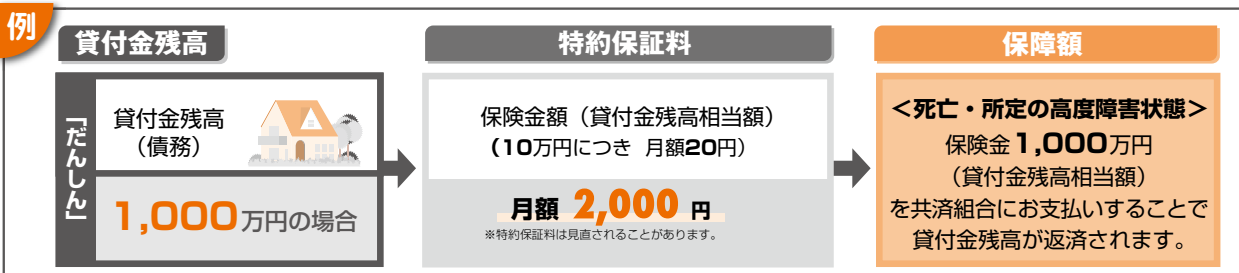
病気やケガで長期休職となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

「だんしん」(団体信用生命保険)

例

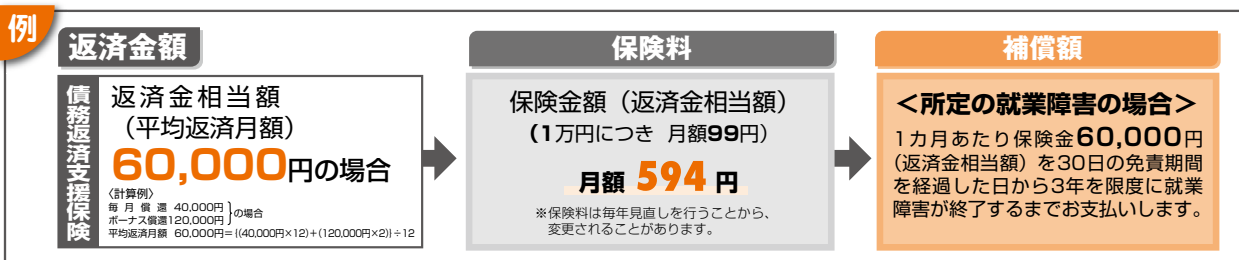


特長

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の高度障害状態となってしまったとき、**「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます。**
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない特約保証料（加入者が負担する保険料）でご加入できます。特約保証料は、年1回、貸付金残高に応じて見直しされますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。

債務返済支援保険

例



特長

- 所定の精神障害により就業障害となったときも貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いします。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料で加入できます。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-17-LF-008447 MYG-A-17-LF-1028

■物資指定店（追加）

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
追加	H30.6.12	愛媛日産自動車(株)	西条店	西条市小松町新屋敷甲 1156-1	(0898)76-3132	自動車
			カータウン西条	西条市小松町新屋敷甲 1156-1	(0898)76-3133	

✿ 「マイナス思考」傾向をチェック！ ✿

- 「できること」より「できないこと」に目が行きがちである
- 気がつけば「どうせ」「私なんて」がよく口をついている
- ニュースを見ながら、悲観的な批評ばかり口走っている
- 楽しいことの次には、不幸が来ると思ってしまう
- ほめられても、その言葉を素直に喜ぶことができない
- 悪い出来事が起こると「自分のせい」と思ってしまう

チェックが 4つ以上の人

大半にチェックがついたあなたは、物事を何かと悪い方に考え、落ち込んだり悲観したりしていないでしょうか？ とはいえ、本当にひどい出来事ばかりが起こったり、いつもひどい結末になっているわけではないはず。つまり、その考えには根拠がなく、考え方のクセによってマイナス思考に導かれている可能性があります。下のコラムを参考にし、マイナス思考を修正していきましょう。

チェックが 2つまたは3つの人

疲れたときや余裕がなくなったときに、物事をマイナスに考えてしまう傾向がないでしょうか？ そんなあなたは、マイナス思考を「心の健康のパロメーター」と捉えてみましょう。つまり、マイナスな考えがよく浮かぶときは、ストレスがたまっているサインであり、休養や気分転換を取り入れるタイミングだと考えるといいでしょう。そうすることで、マイナス思考のエスカレーターを防ぎ、メンタルヘルスも管理することができます。

チェックが 1つ以下の人

マイナス思考にとらわれず、物事をまっすぐに見て行動できる人のようですね。ただ、今まであまり大きな不幸に見舞われたことがなく、マイナス思考に陥らずにやってこられたラッキーな人なのかもしれません。誰の人生にも、突然の不運がやってくる可能性はあります。そのときに心が折れてしまわないように、逆境下で人はどんな気持ちになるのか、他者の体験を聞いたり、書物などを通じて知っておくこともおすすめです。

物事をマイナスに考え、
疲れていませんか？

いつも物事をマイナスに考え、日々の生活を楽しめず、将来にも希望を失ってしまう——
こんな傾向はありませんか？ 一見、冷静で合理的な態度に思えますが、実は根拠のないこと
にまでマイナスに深読みし、合理的な生き方を見失っている場合が少なくないものです。
思考の傾向をチェックし、マイナス思考に傾きがちな自分を見つめ直してみましよう。



コラム

マイナス思考を 生み出す 「スキーマ」とは？

マイナス思考は、「スキーマ」というその人の認知の枠組みによって導かれる考え方のクセです。たとえば「お前はダメだ」と言われつづけていると、心の中に自分を否定的に捉えるスキーマが形成され、自分自身に対するマイナスのイメージばかりが頭に浮かぶようになってしまいます。このスキーマに気づき、マイナス思考が浮かんだらその都度、「根拠のないことを悲観的に捉えていないか？」と自分に問いかけてみましょう。これを繰り返すことで、マイナス思考から卒業することができます。



※このチェックシートは、あくまでも目安であり、現在の考え方や行動の傾向を知るための一つのヒントとしてお使いください。

1泊2食おすすめプラン

【期間】平成30年9月1日～11月30日

四季の伊予路プラン **秋**

**ご予約
承り中**

1泊2食付
7,100円
(税込)

宿泊と夕・朝食をセットにした
お得なプランです。

※朝食はバイキング形式となります。

～お品書き～

- ・前 菜 菊菜とズワイ蟹の胡麻和え
- ・造 り 三種盛り (鯛・飯・カツオ)
- ・焼 物 太刀魚と海老の朴葉焼
- ・蒸 物 カキと茸の茶碗蒸し
- ・肉料理 甘とろ豚のグリル
- ・揚 物 秋刀魚の揚げ浸し
- ・御 飯 松茸ごはん・味噌汁
- ・デザート 粟のミニケーキとフルーツ

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。



.....えひめ共済会館からのお知らせ.....

えひめ共済会館は、改修工事を実施し、平成30年9月1日からリニューアルオープンいたしました。

照明器具及び空調設備の交換等を行い、より快適にご利用いただけるようになりました。皆様のご利用をお待ちしております。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況— (平成30年8月末現在)

◎所属所数.....	41
◎組合員数.....	14,592人
男.....	9,368人
女.....	5,224人
◎平均標準報酬月額(短期).....	378,425円
◎被扶養者数.....	15,857人
(含任継).....	内127人
◎任意継続組合員.....	205人
◎年金受給者数.....	17,987人

冊子「地方公務員のための退職等年金給付一問一答」の記載誤りについて

平成30年7月に配付しました標記冊子に、下記のとおり記載誤りがありました。訂正してお詫びします。

(該当箇所) 28頁 経過的職域加算額(障害共済年金)の(注)(3)

(誤)

算定に用いられる組合員期間は、障害認定日の属する月(事後重症の場合は請求日の属する月)までとなります。

(正)

算定に用いられる組合員期間は、障害認定日の属する月までとなります。